

海外子女の教育環境の拡充に関する要望

平成21年12月25日

社団法人 日本在外企業協会

社団法人 日本貿易会

経済活動のグローバル化の進展に伴って、わが国企業の海外への人員派遣は、アジア・中東地域などの新興国をはじめとして著しく拡大している。いまや、海外在留邦人は111万人（2008年）に達しており、このうち義務教育年齢に該当する子女は、すでに6万人を超え、引き続き増加傾向にある。特に、彼ら海外子女は、本人の意思にかかわらず海外生活を余儀なくされ、小さな国際人として治安に対する不安を抱えつつ異文化社会への適応を迫られているのが実情である。

他方、わが国においては、海外子女教育を根本から支える、日本人学校等へ派遣される教員の定数が、海外子女数が増加しているにもかかわらず、国の定員合理化計画に準ずる形で平成18年度から平成21年度にかけて総数の10%にあたる130余名が、既に削減されたところであり、教育環境の悪化が懸念されているところである。

さらに、平成22年度以降についても、引き続き向こう5年間で10%以上、一律に削減されようとしている。

このため、わが国の海外子女が置かれている教育環境は、ますます厳しい局面を迎えている。わけても、アジアをはじめとする新興国にあつては、海外子女の増加に対して十分な体制を整えることが困難な状況にあり、派遣教員の拡充等が喫緊の課題である。

かかる状況下、わが国の海外子女に対する教育の重要性に鑑み、下記の事項の実現につき強く要望する。

記

- (1) 平成21年7月1日の閣議で決定された「国家公務員定員合理化計画」（平成22年度以降の5年間で10%以上の削減）に準じて実施される定員合理化計画の対象から、在外教育施設派遣教員を除外すること。
- (2) 日本人学校等への派遣教員の定数は、従前にも増して各国の教育環境の実情をふまえて設定すること。特に、アジア等の新興国に対する派遣教員数を速やかに拡充すること。

以上